

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成26年9月12日(金) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 教育長報告  
日程第4 報告第9号 専決事項の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

(教育委員)

委 員 長	西 野 正 博
委員長職務代理者	金 丸 公 一
委 員	久 富 明 宏
委 員	中 筋 斉 子
委員(教育長)	石 田 肇

(出席職員職氏名)

部 長	中 村 俊 二	次長(兼教育総務課長)	畑 下 茂 生
次長(兼生涯学習課長兼生涯学習センター所長)	藤 原 千 鶴	次長(兼教育支援センター長兼一貫教育課長)	松 崎 満
学校教育課長	上 道 貴 志	教育支援課長	富 治 林 順 哉
歴史資料館長	坂 本 博 司	中央図書館長	安 田 美 樹
教育総務課主幹	井 上 宜 久	教育総務課主幹	須 原 隆 之
学校教育課主幹	安 留 岳 宣	生涯学習課主幹	安 達 昌 子
一貫教育課総括指導主事	海 老 瀬 正 純	一貫教育課総括指導主事	市 橋 公 也
教育支援課総括指導主事	出 江 英 夫	一貫教育課指導主事	姫 野 裕 美 子

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	宇 野 裕 美	教育総務課主事	久 野 晴 香
-------------	---------	---------	---------

## 開 会 (午後5時30分)

**開会宣言** 委員長が9月教育委員会定例会の開会を宣言する。

**日程第1** 会議録署名委員の指名について

委員長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、久富委員を指名する。

**日程第2** 会期について

委員長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

**日程第3** 教育長報告

- (1) 文教福祉常任委員会について(平成26年9月3日)
- (2) 平成27年度宇治市立笠取小学校特認入学希望者の募集について
- (3) 平成26年度「宇治市教育の日」事業について
- (4) 宇治市歴史資料館 特別展について
- (5) 「第24回紫式部市民文化賞」受賞作品の決定について
- (6) 「要望書」等について
- (7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

---

[説 明]

**(1) 文教福祉常任委員会について(平成26年9月3日)**

「宇治市いじめ防止基本方針」(初案)について

6月26日の定例教育委員会において、昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、続いて国及び府がいじめ防止基本方針を策定したことを受け、本市においても宇治市及び宇治市教育委員会が連携し、「宇治市いじめ防止基本方針」を策定することを報告したところである。このたび教育部教育支援課と市民環境部人権啓発課とで「宇治市いじめ防止基本方針」(初案)を策定した。

「はじめに」では、本市での取組や社会的な背景を述べ、社会全体で子どもを守るという強い決意を込めて本市の基本方針を定めることについて記している。

「第1 いじめの防止等のための基本的な方向」については、「1 宇治市の基本方針策定の目的」を示し、「2 いじめとは」において、いじめの定義といじめられている子どもの心理例を挙げ、「3 いじめの防止等のための基本理念」を掲げている。「4 いじめの防止等に向けた役割」では、市の役割として、本市の基本方針に基づきいじめの

防止等のために必要な施策を総合的に推進すること、教育委員会の役割として、学校に係るいじめの防止・解決・支援等、学校の役割として、学校の環境整備、いじめの早期発見・予防、いじめが発生した場合の対応等を記している。また、子どもの役割、保護者・家庭の役割及び地域・関係機関の役割についても示している。

「第2 いじめの防止等のための取組」については、「1 市が実施する取組」として、「(1) 関係機関・団体の連携」では、「市は、いじめ問題対策のために、学校、教育委員会の他、市内の関係機関・団体の連携を強化することを目的とした会議を開催する。」とし、「(2) いじめの防止等のための取組」では、市民に対して社会全体でいじめ問題や、いじめ防止に取り組むことへの理解を得られるよう、広報啓発活動の充実を図る。」とした。また、「2 教育委員会が実施する取組」として、「(1) いじめの防止・早期発見」では、小中一貫教育による9年間を通じた豊かな心の育成や教職員の研修の推進、啓発、インターネット上でのいじめの対策等多岐に渡って述べている。「(2) いじめへの対処」では、関係機関と連携していじめに対応することと、学校における取組の検証等について記している。「3 学校が実施する取組」では、「(1) 学校いじめ防止基本方針の策定」で、各学校におけるいじめ防止基本方針を策定することを始め、(2)(3)では校内組織の整備や、いじめの防止、いじめへの対応等について示している。「4 重大事態への対処」としては、「(1) 重大事態とは」で重大事態とはどのような状況であるのかを定義し、重大事態への対応を記している。「(2) 重大事態の報告」から「(5) 調査結果の提供及び報告」までは、学校及び教育委員会を主体とする、重大事態への対応を挙げている。そして「(6) 市長による再調査等」では、市長が再調査を行う場合、再調査の結果を踏まえた措置等について記述している。

「第3 その他いじめの防止等のための取組」としては、国、京都府の動向等を勘案し、必要に応じて本市の基本方針を見直すこととしている。

今後のスケジュールについては、「宇治市いじめ防止基本方針(初案)」に関して、平成26年9月16日(火)から平成26年10月15日(水)までの期間でパブリックコメントを実施し、市民の方々から広く意見の募集を行う予定としている。公表方法は、市ホームページへの掲載、教育支援課・人権啓発課及び行政資料コーナーへの配架、市の主な公共施設への配架と併せて関係団体にも配布し、さらにご意見をいただく場としたいと考えている。いただいたご意見等については、市のホームページで公表するとともに、意見募集の結果を踏まえて、今後所管の常任委員会に最終案を報告する予定である。

#### 宇治市の公民館の今後のあり方について(指針) 案

8月28日開催の定例教育委員会でも報告した通り、本指針案は生涯学習審議会でご論議いただいた内容を中心に、かつての公民館運営審議会や生涯学習審議会での審議内容を合わせてまとめ、「本市における今日的な公民館」にどのような機能が求められるかを示した内容となっている。

文教福祉常任委員会において、本指針案についていただいた主なご意見と教育委員会事務局の答弁は、次のとおりである。

1点目は、宇治公民館の機能移転の判断はいつするのかという質問で、文教福祉常任委員会でのご意見や、9月中頃開催する公民館利用者説明会と教育委員会での論議を経た上で、結論を早晩出していきたいと答弁した。

2点目は、指針案の「宇治公民館の機能移転に求められること」の中に施設整備についてあるべき機能を列挙しているが、実際に移転先でそのような機能確保が可能なのかと問われ、指針案の機能については生涯学習審議会のご意見を尊重し、可能であるか関係課と調整していきたいと答えた。

3点目は、生涯学習審議会では移転を前提に議論しているのかと問われ、宇治公民館は老朽化と耐震性に問題がありいつまでも使い続けられないため、移転する方向で議論していると答えた。

4点目は、公民館の有料化の検討は公民館全体のことを指しているのかという質問で、今回想定しているのは地域・観光交流センターへの移転に関する部分であり、他の公民館については他の公共施設の関連も考慮し、別の機会に検討することになると答弁した。

公民館のあり方の検討に係る今後の予定としては、宇治市の5館の公民館の今後のあり方については、生涯学習審議会等において検討を続けていく。

(仮称)太閤堤跡歴史公園内の、地域・観光交流センターの中に宇治公民館を機能移転する方向での検討結果は、文教福祉常任委員会においてのご意見や、9月18日開催の宇治公民館利用者向けの説明会を踏まえて、結論を出していくことになる。

大西利治文庫創設関連事業並びに平成26年度宇治市子どもの読書活動推進事業について

故・大西利治氏の「図書館の児童書や青少年向け図書等の整備に活用してほしい」との遺志を受け、今秋、児童等の読書環境の整備を図るため、宇治市3図書館に「大西利治文庫」を創設する運びとなった。

また、本市では11月1日を「宇治市子ども読書の日」と定め、毎年11月1日前後に、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で読書活動を推進することを目的とした事業を実施している。

今年度は、文庫創設並びに宇治市子ども読書の日を記念して、10月18日(土)に絵本作家の講演会等を開催する。

大西利治文庫については、宇治市中央、東宇治、西宇治の3図書館に創設するものである。今年度は、書架及び児童閲覧用テーブルセット等の備品を整備するとともに、図書については児童用の図鑑や赤ちゃんが生まれて初めて出会うファーストブック、弱視の児童のための大活字本等、およそ700冊を購入する。また、これらの備品や図書には「大西利治文庫」と表示したラベルを貼り、ご厚意を顕彰する。平成27年度以降については、毎年およそ500冊の児童書等を購入し、およそ20年間に渡って有効活用を図る予定としている。

大西利治文庫創設記念式典については、10月18日13時30分から中央図書館閲覧室児童フロアにて、大西利治文庫の除幕や、書架、児童閲覧用テーブルセットのお披露目を行う予定である。

子どもの読書活動推進事業については、今年度は大西利治文庫の創設を記念して講演会を開催することとした。14時開場、14時30分開演、文化センター小ホールにて、「宮西達也さんと絵本の世界～にゃーごのやさしさ・ティラノのおもいやり～」を演題とし、人気絵本作家の宮西達也氏に講演を依頼している。対象は宇治市在住・在勤・在学の方で、定員は400人、参加費は無料であり、9月19日から市内3図書館の窓口で配布する入場整理券を当日お持ちいただく。整理券の配布はお一人3枚までで、無くなり次第終了とする。

また、式典に先立ち、同日13時から中央公民館においておはなし会を実施し、学校図書館ボランティアによる宮西達也氏の絵本の読み聞かせを行う。定員は50人、申し込みは不要である。

#### 宇治市中央図書館開館30周年記念事業について

昭和59年11月に開館した宇治市中央図書館は、本年11月3日(月・祝)をもって開館30周年を迎える。それを記念して、読書通帳の配布及び文学作品の朗読会を行い、併せて「としょかん宇治30周年記念号」の発行や、開館30周年記念パネル展示等を実施する予定である。詳細が決まり次第、お知らせする。

読書通帳については、読書記録をつけることにより子どもたちの読書意欲を高め、本を読む楽しさを知ることにより読書活動の推進を図るため、開館30周年記念日に当たる11月3日から配布する。対象は概ね小学生以下の子どもと考えており、実施方法については、読んだ本のタイトルや感想等を子どもや保護者等が書き込む形式で30冊満期の通帳とし、満期となった通帳を図書館窓口にて提示された場合は、図書館職員が通帳に終了スタンプを押印する。配布場所は、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館の窓口としている。

また、成人の読書活動を推進するため大人のための朗読会を実施し、読書の秋に美しい日本語による耳からの「読書」で文学作品をお楽しみいただく。11月22日(土)14時から15時30分まで中央図書館集会室で開催し、演題は堀辰雄作『浄瑠璃寺の春』他3作品を予定している。朗読については、元KBS京都アナウンサーであり現在は朗読講座で指導されている三好仁氏と朗読グループ宇治むらさきに依頼している。対象は宇治市在住・在勤・在学で高校生以上の方で、申し込みは不要としている。

#### 「宇治市における子ども・子育て支援新制度にかかる各種基準条例の骨子」に対する意見募集結果について

7月定例会において、宇治市における子ども・子育て支援新制度にかかる3つの基準条例の骨子及びパブリックコメントの実施について報告したところであるが、今般その意見募集結果がまとまった。

意見の募集期間は平成26年7月15日(火)から8月13日(水)までの30日間で、20人の方々からご意見をいただいた。ご意見の提出方法の内訳としては、窓口への持参が0人、郵送が15人、ファクシミリが3人、電子メールが1人、市内公共施設に設置されている「市民の声投書箱」に投函された方が1人であった。

計124件のご意見をいただき、ご意見を募集した3つの基準ごとの内訳では、宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関わるものが44件、宇治市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準に関わるものが43件、宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関わるものが36件、その他として3つの基準以外の内容のものが1件であった。複数の区分に該当するご意見があったことから、ご意見を提出いただいた方の数とご意見の数は一致していない。

今回、3つの基準の骨子についてご意見を募集したことから、ご意見とこれに対する本市の考え方についても3つの基準ごとに分けて記載している。同様の主旨のご意見はまとめて記載しており、他の方からの同様の主旨のご意見の数を表内の【 】書きで記載している。表については、同様の主旨のご意見の数が多い順に掲載している。

教育に関する1つ目の基準、宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準にお寄せいただいた主なご意見と、これに対する本市の考え方について説明する。はじめに、No. - 1では「利用する施設によって受ける保育に格差が生じる恐れがあります。施設や職員の基準に格差をつけないようにしてください。」という主旨のご意見が合計7件あった。このご意見に対する本市の考え方としては、国の基準では、取扱方針として教育要領や保育指針などにに基づき、子どもの心身の状況などに応じて教育・保育の提供を行わなければならないとされており、また、施設や職員の基準についてはそれぞれの施設・事業の認可基準で定められる事項となっていることから、利用する施設によって受ける保育に格差が生じることは無いものと考えている。No. - 2以降も同様に記述している。

今後の予定としては、3つの基準条例について平成26年9月議会に条例議案として提出したいと考えている。

## (2) 平成27年度宇治市立笠取小学校特認入学希望者の募集について

平成27年度の募集は、新1年生に限り2名を予定している。募集期間については平成26年10月29日から11月25日までの間とし、募集にあたり10月29日に授業参観、学校見学、学校説明会を実施する。応募者が募集人数を超過した場合は12月12日に公開抽選を行い、平成27年1月中旬に教育委員会より入学決定の通知をする。募集については、10月15日号の市政だよりに掲載し周知を図る。

現在の在校生17名のうち3名が今年度末に卒業見込みとなっており、平成27年度の入学予定者である地元児童2名、特認児童の兄弟枠1名、今回の募集による特認児童2名の計4名が入学すると、平成27年4月の笠取小学校の児童数は、地元児童5名、特認児童14名の合計19名となる見込みである。

### (3) 平成26年度「宇治市教育の日」事業について

今年度は、学校・家庭・地域がさらなる連携を深め、本市の子どもたちの「心の教育」の推進を図ることを狙いとして、11月1日(土)午後2時から4時30分まで生涯学習センターにて、「豊かな心をはぐくむフォーラム宇治」を開催する。参加対象は、市民、保護者、学校関係者等で、各幼稚園・小中学校の育友会やPTAに現在参加協力を求めているところである。

主な内容としては、第1ホールにおける西本氏による講演とパネルディスカッション、第2ホールにおける宇治市立幼稚園の「道徳性の芽生えを培う教育」の取組や小・中学校の「道徳教育」の取組を紹介するパネル展示を行う。

### (4) 宇治市歴史資料館 特別展について

今年度は、大正時代から昭和初期にかけて大流行した、風景をまるで空から見たかのように描くパノラマ地図(鳥瞰図)を取り上げる。作品の中心となるところや関心が多く寄せられる部分は詳細に描く一方で、全体の構図は独特の遠近法を駆使した画法を完成させたのが、吉田初三郎(1884~1955)という人物である。自らを「大正の広重」と呼び、また自作絵画を「初三郎式鳥瞰図」と名付けた。

初仕事は、宇治線開通に因んで依頼された大正2年(1913)の「京阪電車御案内」であった。翌年、これが皇太子、後の昭和天皇の目に留まり、本格的な作画が始まる。そのような初三郎式鳥瞰図の誕生から100年、今年度の特別展では、吉田初三郎の作品と関連資料によってパノラマ地図の魅力を紹介する。

会期は9月27日(土)から11月16日(日)月曜休館(10月13日体育の日、11月3日文化の日は開館)で、開館日数は46日間である。併せて、毎回好評の展示図録も作成し、価格1,000円で販売する。なお、期間中に関連したテーマで記念講演会や歴史講座を開催する。

### (5) 「第24回紫式部市民文化賞」受賞作品の決定について

第24回紫式部市民文化賞受賞作品は2作品で、横道しげ子<sup>よこみち</sup>氏の小説『雪明かり』と、沢本<sup>さわもと</sup>彰子<sup>あきこ</sup>氏の歌集『花のことづて』である。第24回紫式部市民文化賞選考委員特別賞受賞作品は、鮎風遊<sup>あゆかぜゆう</sup>氏の随筆『漢字一文字の旅』である。

全応募作品数は50件であった。なお、贈呈式は紫式部文学賞と併せて、平成26年11月16日(日)宇治市文化センターで開催される。

### (6) 「要望書」等について

平成26年8月7日付で、一般社団法人京都府LPガス協会会長、宇治支部長より「LPガス製品・設備の積極導入要望書」の提出を受けた。

## (7) 宇治市教育委員会後援事業について

株式会社京都パープルサンガ主催の「2014京都サンガFCホームゲーム ホームタウン限定小中高生招待事業」他2件、計3件の事業について後援した。

### [質 疑]

[委 員] いじめ防止対策推進法第14条、第28条及び第30条で規定されている、協議会等といった組織についてはどのようにしていくのか。

[事務局] 法第14条で規定されている連絡協議会については、同様の目的を持つ関係機関を集めた会議を開催することとしており、その中に教育委員会も参加していくため、改めて設置する予定はない。法第28条に規定されている重大事態が起こった場合に調査する組織、法第30条に定められている市長の再調査を行う組織については、それぞれ条例での設置を考えている。

[委 員] 宇治市いじめ防止基本方針（初案）の「はじめに」中に「本市の基本計画を定める」とあるが、「本市の基本方針を定める」とした方が良いのではないか。

[事務局] 表記の方法について検討する。

[委 員] 「保護者・家庭の役割」において「いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるとき」とあるが、いじめられている子ども側の保護者・家庭のことが想定されているように感じるため、いじている子ども側の保護者・家庭のことについても文言として入れられないか。

[事務局] 双方のことについて盛り込んでいると考えているが、表現を明確にするよう検討する。

[委 員] 重大事態への対処についての表現が複雑なため、もう少し整理できないか。

[事務局] 表記の方法について、再度検討する。

[委 員] 本方針について、学校の基本方針との食い違いはないか。

[事務局] すでに作成されている学校の基本方針については、国の基本方針に沿って策定されており、本市の方針についても国の基本方針に沿っているため、齟齬は生じない。本市の方針が策定されたことにより学校の基本方針が変更されるということはないが、今後各学校において見直しを行い、実情に合わせた変更を行うことは考えられる。

[委 員] 公民館の今後のあり方について、「機能移転」という言葉の意味を改めて説明してほしい。

[事務局] 公民館の施設そのものが移転するということは考えておらず、地域・観光交流センターという名称を想定している新しい施設に移転した後も、現在公民館で行われている生涯学習や地域福祉、またサークル活動とい



った現在の活動を、新たな形で事業実施できるようになることが「機能移転」であると考えている。生涯学習や社会教育に市教委が関わりを持たなくなるといったことではない。

[委員] 宇治公民館の移転について、老朽化や耐震性の面等で具体的にどのような問題があるのか。

[事務局] 宇治公民館は昭和40年に市民会館として開館され、平成2年に大規模改修を行ったところであるが、それから24年が経ち老朽化が進んでおり、今後長く使い続けることは難しい状況であると考えます。またI s値は平成12年に一度出されているが極めて低く、改修ではなく建て替えが必要であると判断されている。

[委員] 移転ではなく、現地で建て替えることはできないのか。

[事務局] 現地での建て替えについても検討してきたが、現在の駐車場用地に現在と同規模の建物を建設するには、敷地の増設にも多額の費用が必要であると見込まれている。公民館を建設した当時は国庫補助制度があったが、現在はそのような制度もなく、一般財源を捻出することになると予想される。また、今後のJR奈良線高速化・複線化第二期事業、府道向島宇治線工事の内容によっては、現在の公民館の敷地の状況は厳しいものになるということも考えられるため、現在地ではなく地域・観光交流センターの中に機能移転するというところで検討しているところである。府道と公民館の敷地については高低差が生じることも考えられ、宇治川にかかる踏切も除却される予定であるため、車でも徒歩でもアクセスが不便になると思われる。

[委員] 機能移転をしてからも、現在市民が行っている活動は保障されるのか。また、より良いものとなるのか。

[事務局] サークル活動や講座の開講など、現在と同内容のことができるように調整をしながら検討しているところである。また、ハード面についてもバリアフリーの設計であったり、最新式の施設・設備が整備され、より良いものとなる考えられる。

[委員] 民間の力を活用するという話も聞いたが、市教委は行政としてどのように関わっていくのか。

[事務局] PFI事業として太閤堤跡歴史公園整備事業を進めようとして計画しているのだが、民間と行政がどのような割合で事業に関わっていくかについては、これから詰めていくことになる。ハード面の施設整備については歴史まちづくり推進課が、ソフト面については生涯学習課が、生涯学習や社会教育が先細りしないように調整を進めているところである。

[委員] 利用が有料となる可能性はあるのか。

[事務局] 新しい施設全体としては有料施設として検討されているが、内部の機能ごとの料金の要不要など詳細については未定である。

- [委員] 現在の宇治公民館に老朽化や耐震性などの問題がある中、もし機能移転の話がなくなってしまうらどうするのか。
- [事務局] そのようなことがないよう、市教委として鋭意検討を進めているところである。
- [委員] 京都府下では公民館有料化の傾向であるようだが、本市の場合、将来的にどのような考え方で進めていくのか。
- [事務局] これまでも生涯学習審議会において、今後の公民館のあり方については様々な形で議論されている。全国的に、公民館の有料化や、公民館の看板を外して新たな生涯学習の場として展開されている例など多様な事例がある中で、市教委としてそれらを研究し、生涯学習審議会や教育委員会でご意見をいただき、新たな公民館のあるべき姿というものの中で有料・無料といったことも含めて議論していきたいと考える。国庫補助もなくなっていく中で、地域のコミュニティをさらに深め、地域に還元できるような生涯学習の新たな姿を目指していきたい。
- [委員] 公民館の問題に焦点を当てているが、生涯学習の拠点施設というものは公民館だけでなく様々な施設があるが、市教委としては生涯学習施設というものをどのように理解しているか。
- [事務局] 生涯学習については、生涯学習センターにおいても生涯学習事業に取り組んでおり、公民館でも各団体がそれぞれ活動されている。また、コミュニティセンター等における市民独自の活動の中にも生涯学習にふさわしい活動があり、様々なところで生涯学習の芽が出てくることは生涯学習推進のうえで望ましいことであると考えている。
- [委員] 公民館を有料化する場合、弊害はあるのか。
- [事務局] 京都府下においては有料化が趨勢ではあるが、有料といっても活動の内容によって負担の割合が変わるなど、様々な配慮がされている。有料化にあたっての弊害については、今後調査してお答えできるようにしたいと考える。
- [委員] 読書通帳については、ホームページからダウンロードし、各家庭でプリントアウトすること等はできるのか。
- [事務局] 各家庭のプリンターからA4用紙2枚に出力し、貼り合わせて作成できるようなものをホームページに掲載することを考えている。
- [委員] 「宇治市における子ども・子育て支援新制度にかかる各種基準条例の骨子」に対する意見募集結果について、寄せられたご意見に対する本市の考え方については、どのように公表するのか。
- [事務局] 宇治市のホームページに掲載することにより公表する。

**日程第4 報告第9号 専決事項の報告について**

[説明] 本報告は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第3号の規定により、8月31日付退職に伴う府費負担教職員の管理職以外の任免について京都府教育委員会に内申するため専決処分をしたものであり、同規則第4条第2項の規定に基づき報告するものである。

[質疑]

[委員] 途中退職であるが、後任はどうなるのか。

[事務局] 事務職員の定数内講師で対応する。

[討論] なし

**閉会宣言** 委員長が9月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

**閉 会** （午後6時30分）